

【公告】 会員権停止

大阪市西区西本町一―五―一三

合同会社 E C X I A

代表者 西田 真由子

右の者は、自ら売主となる二件の区分所有建物売買契約において、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限違反、重要事項説明義務違反及び担保責任についての特約の制限違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第十条並びに同定款施行規則第十五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和七年二月六日から六か月間会員権を停止する。

令和七年一月二十八日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会 長 山 本 清 孝

綱紀自主規制委員会

委員長 小 松 邦 泰